

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

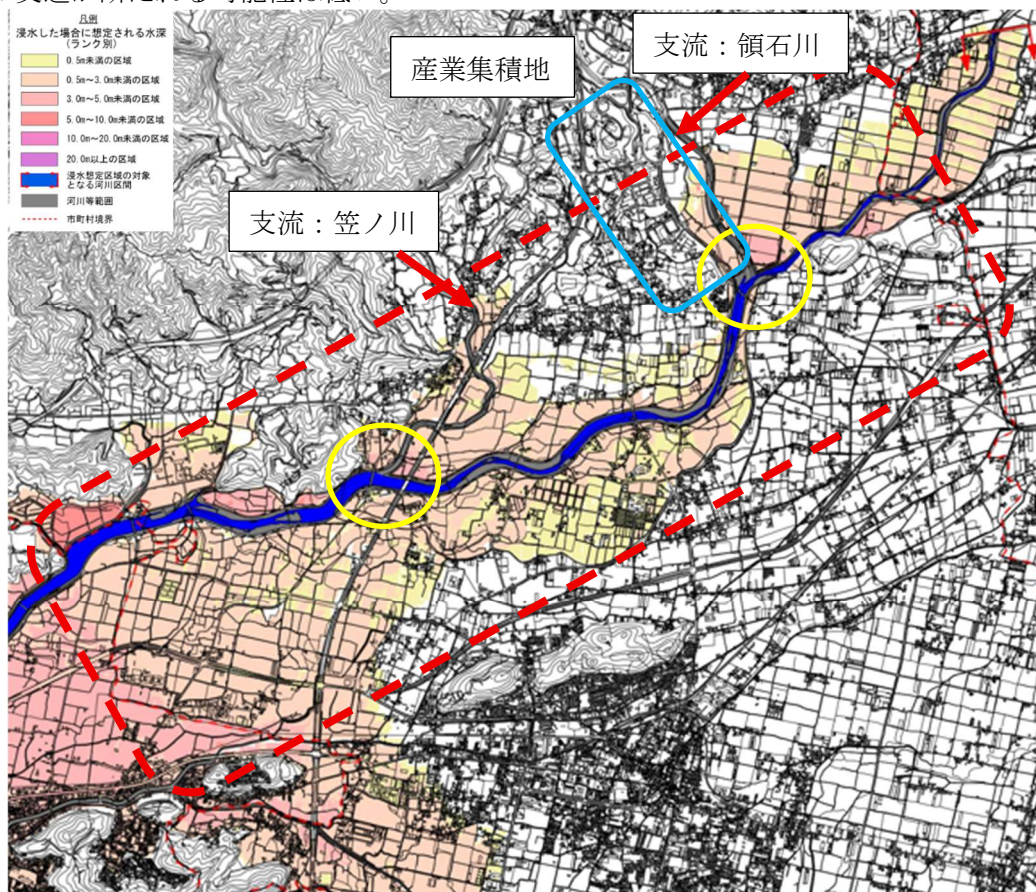
事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

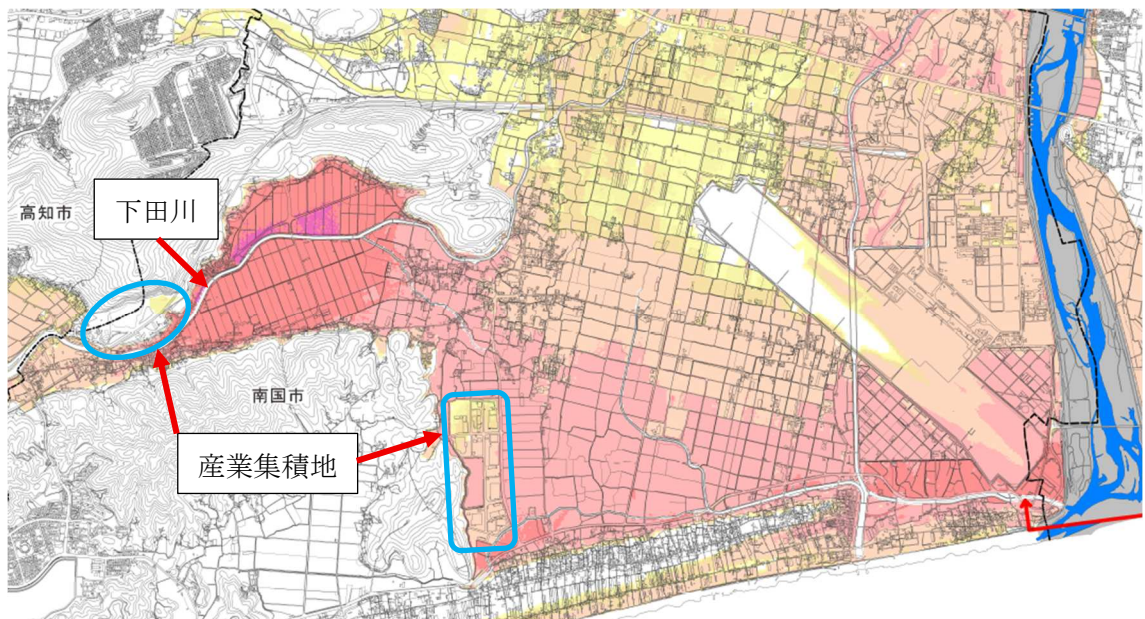
①洪水災害

当市の北部から中西部を横断している国分川（二級河川）の12時間総雨量808mmを想定した浸水地域は下図ハザードマップ（赤点線枠内）で水深0.5m～5mと考えられている。国分川の支流である、「領石川」「笠ノ川」の合流地点（黄色線枠内）ではバックウォーター現象が発生し河川氾濫地点となり広範囲に浸水すると思われる。浸水面積の大部分は田畑であるが、流通業、製造業等の事業所が集中した地域で一部産業集積地（水色線枠内）も含まれている。影響がある地域に所在する事業者数は、323事業者（令和7年4月1日時点）である。浸水地域を南北に縦断している国道32号線（高知東道路）は高架となっており高知自動車道南国ICへの交通が断たれる可能性は低い。



当市の北東から香南市との境界を南に縦断している物部川（一級河川）の12時間総雨量681mmを想定した浸水地域は下図ハザードマップのとおりで水深0.5m～5mから一部10mに達する地域や当市南部にある下田川周辺は水深20mに達する地域が考えられている。氾濫が発生した場合、海拔の高低差から南国市方面へ流出することが予想されており、上流部から下流部にわたり広範囲に浸水すると思われる。浸水面積には、当会が所在する中心市街地、産業集積地を含む多くの事業所が存在し、大きな影響がある。また、その地域に所在する事業者数は、663事業者（令和7年4月1日時点）である。市内主要幹線道路、公共交通機関は、浸水し交通機能を失う恐れがあるが、高知自動車道、国道195号線（あけぼの街道）は通行できる可能

性が高い。



**【まとめ】**

当市における 3 河川の洪水の影響は、甚大であり約 73.4%の事業者が被害を受けることが想定される。限られた道路は通行できるが、公共交通機関、主要幹線道路は復旧に時間を要すると思われる。

**②土砂災害**

**【南国市中心部】**

当市の中心にある吾岡山（標高 45m）は、国道 55 号線沿いに隣接しており特に隔てる堤防もなく地続きである。想定される土砂災害としては、吾岡山北側法面の土砂が国道 55 号線に流入し通行者や付近商業事業者への直接的な被害や、幹線道路の交通機能停止、復旧に要する期間から経済的にも多大な影響が発生すると思われる。（黄線丸枠内）

**【南国市南部】**

当市の稲生は、石灰採石で開拓された産業集積地であり急傾斜地がある。想定される土砂災害

としては、産業集積地（青線枠内）に掛かる部分があり事業者への直接的な被害や、県道 247 号線に土砂が流入し交通機能停止、復旧に要する期間から経済的にも多大な影響が発生すると思われる。

十市は、山間を開拓した住宅地区であり合間を幹線道路が通り高知新港に近いことから近隣には産業集積地がある。想定される土砂災害としては、幹線道路である県道 14 号線に土砂が流入し交通機能停止、復旧に要する期間から経済的にも多大な影響が発生すると思われる。



高知県防災マップ  
土砂災害警戒区域（南国市中心部）



高知県防災マップ  
土砂災害警戒区域（南国市南部）

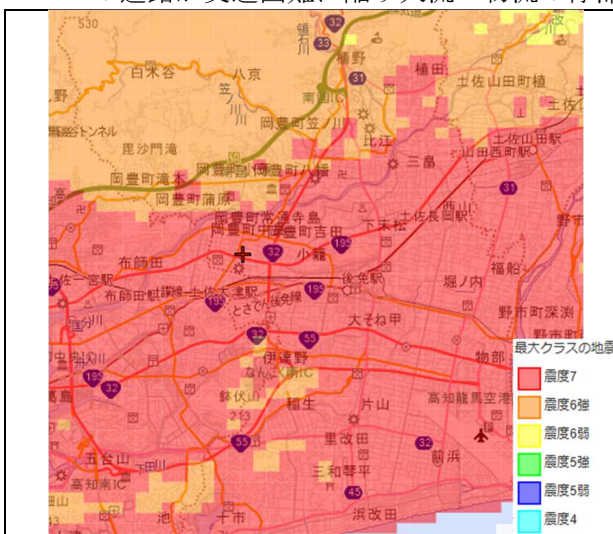
【まとめ】

市内における産業に影響を及ぼす土砂災害については、「急傾斜地の崩壊」理由が主であり主要幹線道路への土砂流入による、人流、物流が停止することが想定され、152 事業者約 11.3% に影響すると思われる。

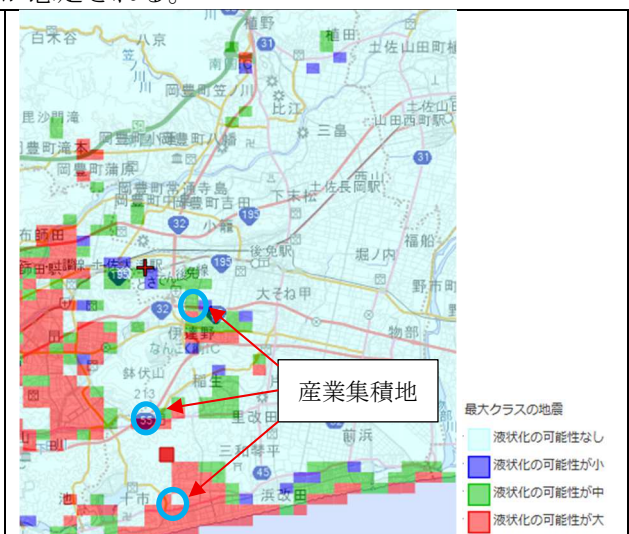
③地震・津波・液状化災害

【地震】

南海トラフを起点とした地震が発生した場合、南国市内全域にマグニチュード 9～9.1、震度 6 強～7 の極めて強い揺れが時間にして 2～3 分間発生すると予測されている。《震度》による想定される災害としては、耐震されてない建物の倒壊、地盤の隆起・沈降、インフラ設備（電線・上下水道管）の損傷が発生し、事業所や設備の倒壊・損傷、停電による操業停止、大部分の道路が交通困難に陥り人流・物流の停滞が想定される。



高知県防災マップ  
震度分布（南国市）

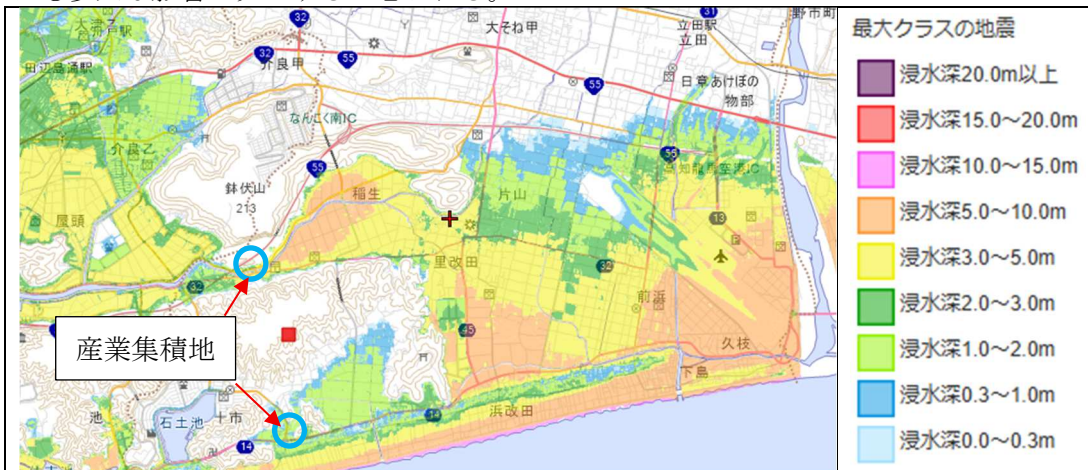


高知県防災マップ  
液状化可能性予測図（南国市）

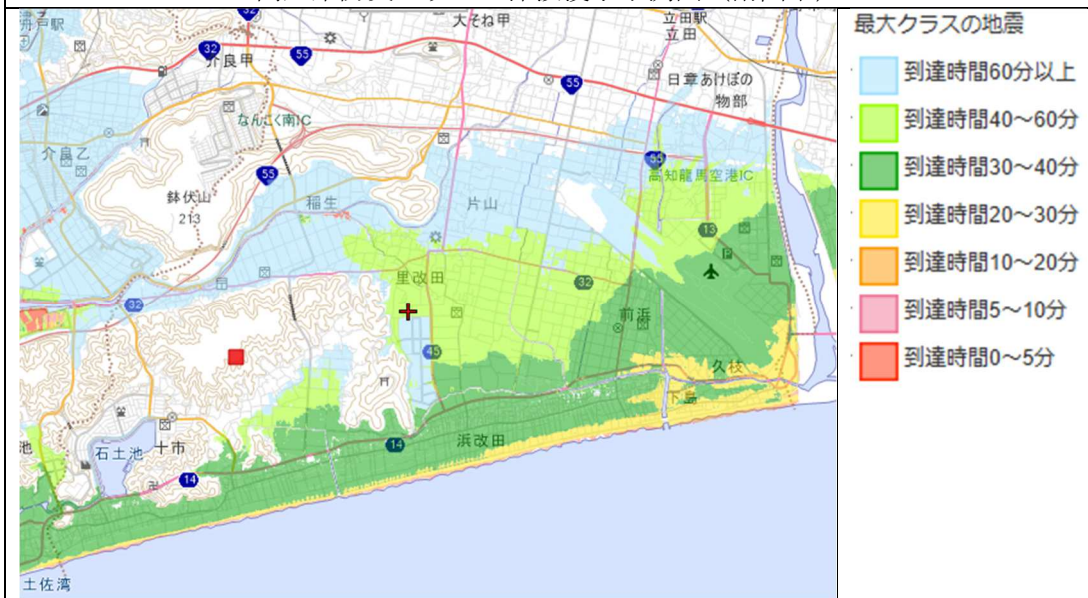
【液状化】による想定される災害としては、南国市内南部、他一部に地盤沈降、砂泥等による建造物傾斜、設備損傷による操業停止、道路遮断による人流、物流の停滞が想定される。特に液状化可能性予測図では、該当する産業集積地があり復旧等期間を要することから経済的にも多大な影響が発生すると思われる。

【津波】による想定される災害としては、南国市内南部を中心に最大浸水深 5.0m～10.0mの津波が 20 分～30 分で到達し、下田川・物部川を遡上し 40 分～60 分以上で到達し平野部に流入すると予測されている。建物の 1 階～3 階まで浸水することが想定され設備損傷による操業停止、全面道路遮断、高知龍馬空港の閉鎖による人流、物流の停滞、人命に係わる災害が想定される。

また、津波浸水予測図では該当する産業集積地があり復旧等期間を要することから経済的にも多大な影響が発生すると思われる。



高知県防災マップ 津波浸水予測図 (南国市)



高知県防災マップ 津波浸水予測時間図 (南国市)

【まとめ】

災害が震度・液状化・津波によって全域に発生し事業所の操業停止や交通網の遮断により物流、人流に多大な影響を及ぼすと想定される。特に南国市南部は液状化、津波被災が深刻であることから、迅速な避難が求められ、301 事業所約 22.4%に影響すると思われる。

#### ④感染症

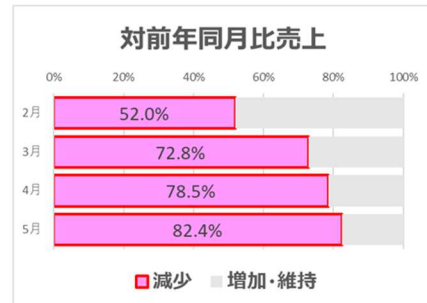
新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、南国市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。近年では、令和2年1月に日本における最初の感染者が発見され、全国的に蔓延したケースでは、当市においては、2月は、売上減少した事業所は52%と限定的であったが、3月以降は徐々に売上減少となった事業者が増加。5月は82.4%の事業者が売上減少となった。(アンケート調査より)

【対前年比売上比較】

(単位: 者)

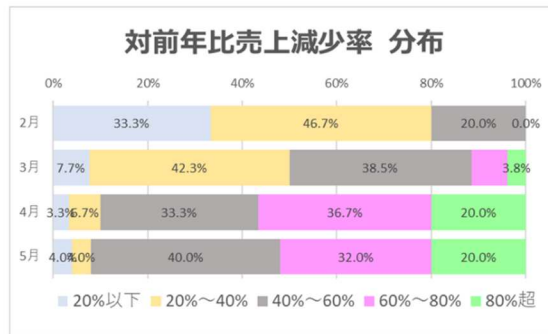
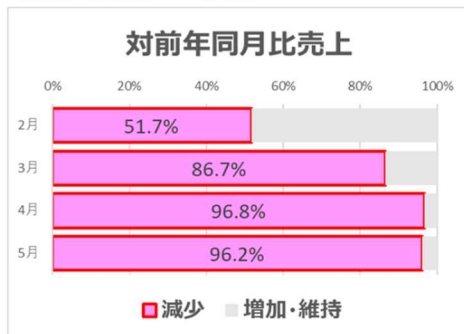
	2月	3月	4月	5月
減少	104	150	157	136
増加・維持	96	56	43	29
回答数合計	200	206	200	165

	2月	3月	4月	5月
減少	52.0%	72.8%	78.5%	82.4%
増加・維持	48.0%	27.2%	21.5%	17.6%
回答数合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



売上の減少幅についても、2月は53.8%の事業者が売上減少率20%以下であったが、3月以降は減少幅も増加、厳しい経営状況となっている。業種別の対前年比で売上が減少した事業所比率、売上減少率をみると、特に宿泊・飲食サービス業の落ち込みが激しく、20%の事業所が80%超の売上減少となっている。

#### 宿泊・飲食サービス業



#### 【まとめ】

感染症により不要な外出、大規模な活動等の長期にわたる自粛が想定され全業種の経済活動が一時的に停滞する。感染症対策により徐々に復旧してくるが、特に宿泊・飲食サービス業では、160事業所約10.8%に深刻な経営への影響があると思われる。

## (2) 商工業者の状況（令和7年4月1日時点）

- ・ 商工業者等数 1,479人
- ・ 小規模事業者数 1,142人

### 【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
農業、林業、漁業	29	27	上記(1)地域の災害リスク【まとめ】に影響を及ぼす地域、事業所数を記載。
鉱業、採石業、砂利採取業	13	9	
建設業	203	185	
製造業	182	133	
電気・ガス・供給・水道業	5	2	
情報通信業	15	8	
運輸業、郵便業	65	34	
卸売業、小売業	392	271	
金融業、保険業	6	4	
不動産業、物品賃貸業	63	54	
学術研究、専門・技術サービス業	52	43	
宿泊業、飲食サービス業	160	126	
生活関連サービス業、娯楽業	122	108	
教育・学習支援業	15	12	
医療・福祉	52	40	
サービス業	105	86	
合計	1,479	1,142	

## (3) これまでの取組

### ① 南国市の取組

- ・ 南国市国土強靱化地域計画の策定
- ・ 南国市地域防災計画の策定
- ・ 治水対策の実施
- ・ 津波避難対策の実施
- ・ 避難訓練、防災学習の実施
- ・ 災害備品等の備蓄

### ② 南国市商工会の取組

- ・ 南国市商工会事業継続計画（BCP）策定、運用（BCM）
- ・ 事業継続力強化計画認定制度の周知および作成支援の実施
- ・ 新型コロナウイルス対策として、事務所内感染予防措置の実施（パーテーション・アルコール消毒液等の配置）
- ・ 商工会館の南国市指定避難所としての協定締結

## II 課題

- ・ 小規模事業者に対し、自然災害や感染症拡大において発生が予想される被害やその対策の周知が十分にできていない。
- ・ 小規模事業者に対し国及び高知県の施策の周知やBCP策定支援事業が十分に実施できていない。

- ・ 発災時における連絡体制や市内被害状況の確認範囲、被害額の算定方法等が不明確。
- ・ 発災時の具体的な対応と行動について、当会職員内で周知徹底や訓練が出来ておらず、また職員の防災スキル向上についても課題となっている。

### Ⅲ 目標

- ・ 南海トラフ地震等の復興支援に協力できるよう当会内での支援体制の構築に努める。
- ・ 小規模事業者に対し災害リスクや感染症等のリスクを認識させ、対策を検討支援する。またその際、必要に応じて保険会社等と連携支援ができる体制を構築しておく。
- ・ 国及び県の施策を周知し、特に簡易版 BCP である事業継続力強化計画の策定支援を実施する。
- ・ 発災時における連絡を円滑に行うため、当会と当市における被害情報報告体制・方法等を明確化する。
- ・ 発災時の初動対応・応急対応の体制を確立する。また、高知県防災士養成講座の受講や高知県商工会連合会に所属する防災士等に協力をいただき、当会職員の防災スキルを向上させる。当会の防災士により、職員に対しての防災スキルを向上させ、発災時の初動対応・応急対応の体制を確立する。

#### ※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに高知県へ報告する

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### <1. 事前の対策>

##### ① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP 等に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者 BCP 等（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

##### ② 小規模事業者に対する災害対策向け県制度の周知

高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所認定制度、高知県中小企業耐震診断等支援事業費補助金制度、高知県南海地震・節電対策融資制度、高知県災害復旧融資制度、高知県災害対策特別融資制度について周知を図る。

##### ③ 商工会自身の事業継続計画の作成

当会は令和4年3月に BCP を刷新、定期的に見直しをしている。

##### ④ 高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所認定の取得

現在、高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所の認定は受けていない。昭和 62 年 2 月に鉄筋コンクリート造 地上 3 階建(一部 4 階)の商工会館であるが、被災時において、災害対応を長期的に行うためのスペース確保と職員の資質向上が課題となっている。当計画の実行、推進と並行して行政と協議を進め、会館被災時の代替スペースの確保を協議し、2 年以内を目途に認定取得を行う。

⑤ 関係団体等との連携

全国商工会連合会と「小規模事業者等のリスクマネジメント支援」に関する協定を結んでいる東京海上日動火災保険(株)や各種支援ツールを提供頂いている、あいおいニッセイ同和損保(株)の協力を仰ぎ、効果的な支援や事業継続力強化計画の策定セミナーを行う。

⑥ フォローアップ

地区内小規模事業者の事業者 BCP や事業継続力強化計画の策定状況を確認し、未策定事業者への啓発、計画見直しが的確に行われているかのフォローアップを行う。

⑦ 当該計画に係る訓練の実施

前掲 I 現状 (1) 地域の災害リスクで取り上げた自然災害が発生したと仮定し、本市との連絡ルートの確認等を行う。(訓練は必要に応じて実施する)。

〈2. 発災後の対策〉

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもなく、そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・災害発生後 1 時間以内に職員の安否確認を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、南国市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

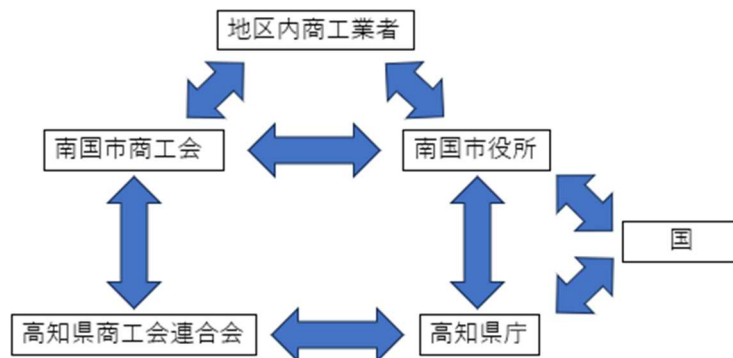
② 応急対策の方針決定

- ・災害の規模や被害状況等を情報収集し連絡を迅速に行い、応急対策を講じる場合は、当会と本市の間で協議のうえ、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・被害規模の目安と想定する応急対策

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある場合	◎地区内の 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ◎地区内の 1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している ◎被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは連絡網が遮断されており確認ができない	◎緊急相談窓口の設置・相談業務 ◎被害調査・経営課題の把握業務 ◎復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	◎地区内の 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している	◎緊急相談窓口の設置・相談業務 ◎被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	◎目立った被害の情報がない	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

### ＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞



- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができるよう仕組みを構築する。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、高知県の指定する方法にて当会又は当市より高知県へ報告する。
- ・感染症の流行の場合、国や高知県からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を高知県の指定する方法にて当会又は当市より高知県へ報告する。

### ＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する。
- ・安全性が確認された場所において、国、県が実施する支援施策に従い、依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の把握に努め、災害発生後、事業継続にむけた諸課題を経営者と共有し、速やかにそれぞれの企業の実態に即した支援策・解決策を提言するなど、事業者に寄り添ったきめ細やかな伴走型支援を実施する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

### ＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

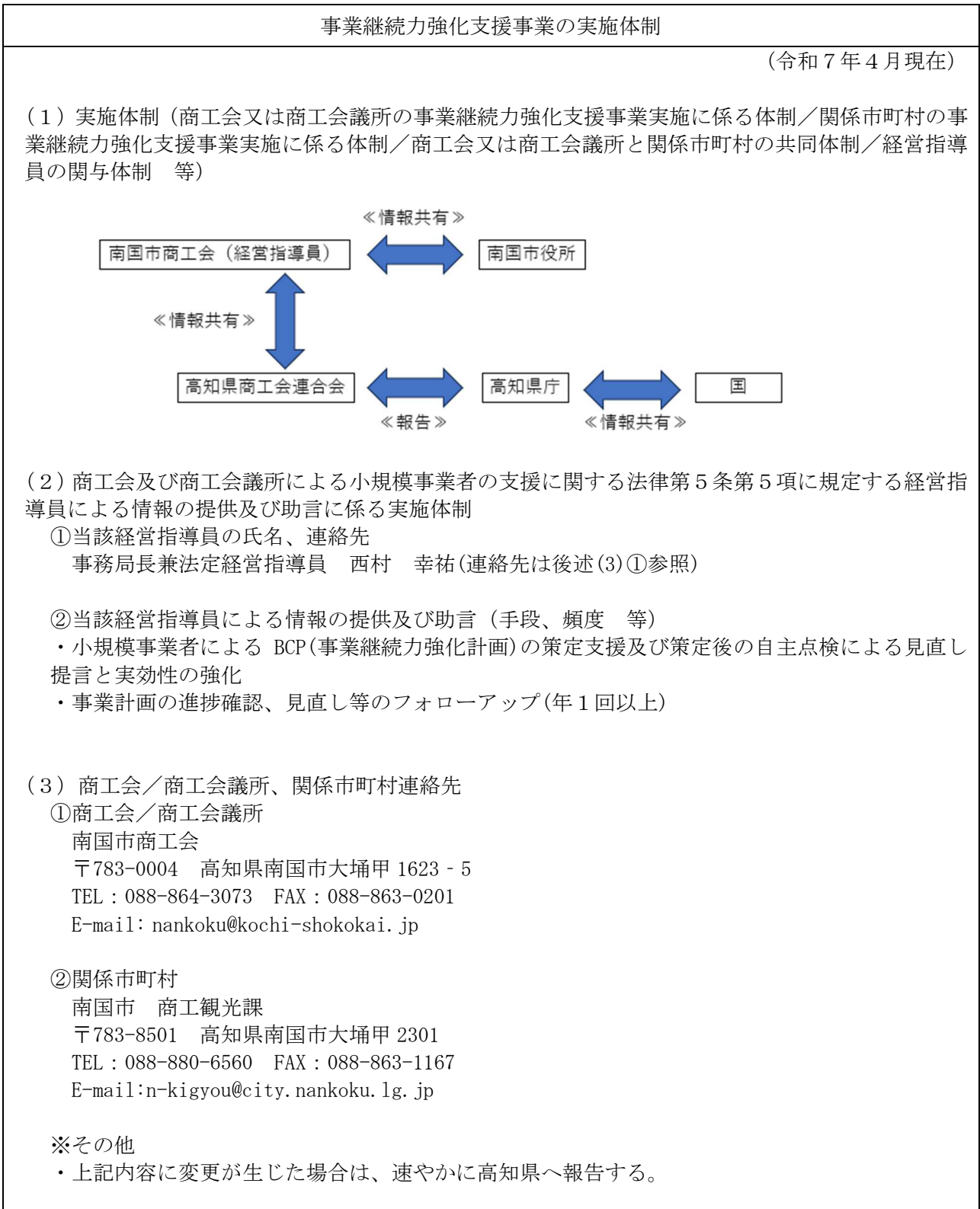
- ・高知県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。具体的には、災害時における中小企業対策としての相談窓口を設置するほか、資金繰り支援を中心とした金融支援や復興にむけた設備資金など県の特別融資制度の活用、信用保証枠の拡大や行政による利子補給、保証料補給などの制度情報を提供し利用促進を図る。
- ・災害救助法、激甚災害法が適用された場合は、セーフティネット等融資制度の開始もあるので金融機関等関係支援機関と連携を十分とりながら支援していく。
- ・連携する保険会社との情報を共有し、復旧資金の調達に支障がないよう支援を行う。
- ・被害規模が大きく、当市・当会の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を高知県並びに高知県商工会連合会等に相談し対応する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに高知県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
専門家派遣費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	50	50	50	50	50
防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
主は会費収入。その他事業収入、市補助金、高知県補助金、伴走型支援事業補助金等 但し、専門家派遣・セミナー開催費等は必要額を見込んでいるが、連携する損保会社が無償で 応諾いただいた場合には当該経費の減額が見込まれる。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。